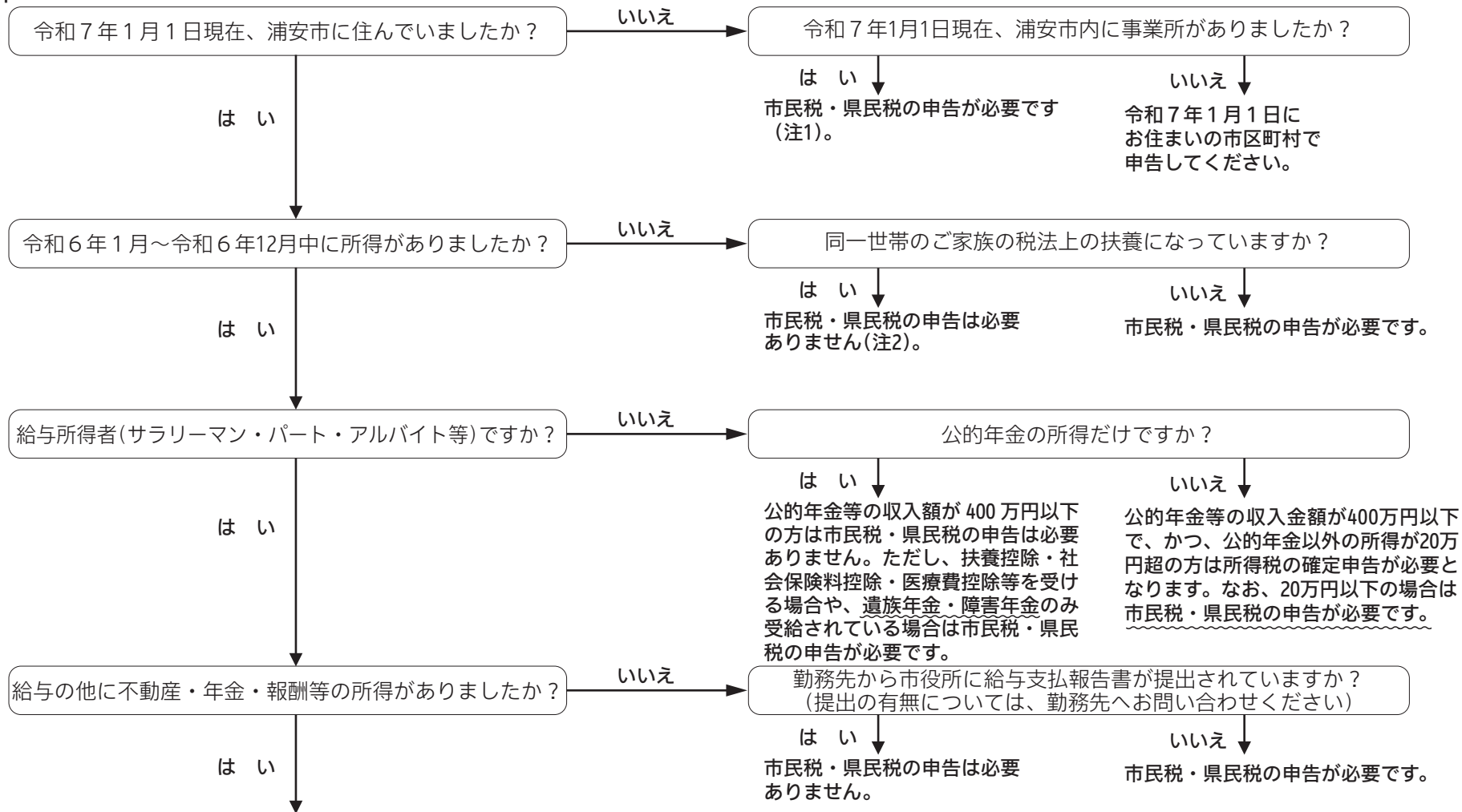


私は、市民税・県民税の申告が必要？

スタート



給与以外の所得が20万円超の場合は所得税の確定申告が必要となり、
20万円以下の場合は市民税・県民税の申告が必要です。

☆確定申告についてのご質問は、税務署へお問い合わせください。市川税務署：047(335)4101(代)

☆確定申告される方は、市民税・県民税の申告は必要ありません（浦安市に住んでいない方で浦安市内に事業所がある方は必要です）

(注1) 浦安市外に居住し、浦安市内に事務所・事業所を有している方（賃貸も含む）につきましては、衛生・消防などの行政サービスに要する経費の一部を
分担していただくため、市民税・県民税（個人住民税）申告が必要です（事業所課税）。

(注2) 単身赴任などで家族と離れて市外に居住し、浦安市内に家屋敷を有している方（賃貸も含む）につきましては、衛生・消防などの行政サービスに要する
経費の一部を分担していただくため、市民税・県民税（個人住民税）申告が必要です（家屋敷課税）。